

令和 8 年度 久留米市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度久留米市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 87,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 貸付事業収入		43,700
	1 貸付事業収入	43,700
2 繰入金		13,000
	1 一般会計繰入金	13,000
3 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
4 諸収入		2,400
	1 雑入	2,400
5 市債		22,900
	1 市債	22,900
歳入合計		87,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		85,900
	1 事業費	85,900
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		87,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 22,900	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	% 無 利 子	母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 第 3 7 条 の 規 定 に よ る。
計	22,900			

